

喬木村森林経営管理制度実施方針（実施計画）

1 趣旨

喬木村森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、喬木村（以下「村」という。）に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう村が森林経営管理制度に基づく措置並びにその他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現況と課題

- 村における森林面積は全体で 5,323ha あり、このうち民有林面積は 4,126ha となっている。
- 民有林における人工林面積は 1,910ha であり、このうち所有者自らが管理する森林（公有林及び団体有林を除く森林）は 517ha である。なお、令和元年度時点で 315ha の森林は間伐等の整備が必要な状態にある。
- 村内における林業経営は、飯伊森林組合（以下「森林組合」という。）及び(有)長野索道により各集落単位の個人有林を中心に集約化して森林整備を実施している。
- 村は、阿島、小川、伊久間、富田、大和知、氏乗、大島及び加々須の 8 地区に分かれており、このうち氏乗、大島、大和知、伊久間、富田、加々須及び阿島の 7 地区の里山は、長野県のふるさと条例に基づく里山整備利用推進地域（以下「里山整備地域」という。）に認定されている。
- 村にはアカマツ林が多く、松茸山として管理を進めている地域が多い。
- 令和 2 年 7 月の豪雨災害では村内全域が被災し、住民の生活を脅かした。集落、主要幹線道路及び河川沿いに土砂災害危険地区が存在しており、これらとその周辺に存在する森林の管理が、住民の生活及び生計の維持を図る上で重要な課題となっている。

(2) 基本的な考え方

- 村では、森林所有者自ら経営（林業事業体等への長期施業委託含む）する森林（公有林、団体有林、松茸山等）以外の森林について、地域住民等による里山の整備を里山整備地域（新たに認定が見込まれる地域を含む。以下同じ）における活動支援により促していく。
- 森林が有する防災減災の機能が特に求められる区域については、森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。

- 意向調査は里山整備地域を中心に進め、森林整備や利用の状況と要望、地域住民等による里山整備、利活用への参加意思等を調査していく。
- 意向調査の実施後には、自ら経営する場合及び林業事業体等に経営を委託する場合を除き、里山整備地域の認定状況や、地元の里山整備利用推進協議会（以下「里山整備協議会」という。）による活動と一体的に実施することが可能か等を勘案し、必要に応じて協議会に斡旋し、既存の補助事業を活用して地域住民等による里山整備・利活用を推進、支援していく。その他の場合には森林經營管理制度の適切な運用を通じて森林整備を進めしていく。
- 松茸山は、特用林産物の増収を目指し、通常の森林整備とは異なる森林の手入れを進めていく。
- 森林整備を進める場所は、森林組合及び(有)長野索道等の林業事業体等において計画的に進めていくよう促すとともに、まだ里山整備地域に認定されていない地域については積極的に地域認定を促していく予定である。なお、その他森林については、經營管理について森林所有者の意見を聞きつつ検討していく。

3 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 除外する森林

- ・公有林（県有林、村有林、財産区有林）
- ・団体有林

国立研究法人 森林研究・整備機構 森林整備センター

一般社団法人 長野県林業公社

- ・集落有林

イ 対象森林の絞り込み

- ・上記アを除く私有林の人工林のうち、過去10年間に施業履歴がない森林を対象とする。
- ・抽出結果によらず、居住区域、県道、河川沿い等に位置し、現地調査等により防災減災機能の向上が必要と判断した場合にはその区域を隨時追加する。

(2) 対象森林面積等

- ・対象森林の面積及び森林資源

約210ha・・・詳細は別紙1森林資源構成表のとおり

- ・対象森林の位置・・・別紙図面のとおり
- ・対象森林に関わる筆数（概数） （844）筆

(3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・意向調査は令和3年度から開始する。
- ・意向調査は里山整備地域の認定を受けた地区から進めることとし、その計画は別紙2のとおりとする。
- ・調査方法は郵送を基本とするが、在村者にあっては地区の状況によって個別対応（個別訪問、地区説明会等）も検討する。
- ・意向調査の回収は郵送を基本とするが、在村者にあっては直接聞き取り回収も検討する。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

(1) 地域住民等による里山整備・利活用を行う森林

- ・里山整備地域に認定されている地域については、既存の補助事業を活用し、地域住民等による森林整備・利活用を推進、支援する。なお、里山整備地域に認定されていない地域については、積極的に認定を促す。
- ・意向調査の結果は里山整備協議会へ情報提供し、森林所有者との合意形成の効率化と、意向を踏まえた効果的な里山の利活用を図る。

(2) 森林経営管理制度に基づく整備を行う森林

- ・地籍調査実施済みのため、地籍図に基づき森林経営管理権（以下「管理権」という。）を設定するものとする。
- ・管理権の設定が完了した森林から機能向上のための整備を進めることとするが、防災減災の機能向上を緊急に必要とする森林の整備及び機能を損なう恐れのある劣悪木の伐採などは、森林所有者の同意を得た上で管理権の設定に先んじて伐採などの対応をとることとする。
- ・現地調査の結果、林業経営に適すると判断される森林については、林業事業体等に経営管理を再委託するものとする。また、再委託後の経営計画樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第33条1項に基づく区域設定を検討する。
- ・林業経営に適さないと判断される森林については、村による主体的な整備を進めることを基本とする。
- ・更新が必要な森林については、機能向上の観点から択伐による更新を基本とし、成林するまでの造林及び保育を行うこととする。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・村が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、管理権の設定、森林の管理及び整備、村民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）をその財源とし、財源の許す範囲で実施する。
- ・譲与税は、森林経営管理制度の実施のほか、村内の森林整備の促進につ

いて譲与税の趣旨に沿って使用する。

6 その他特記事項

- ・実施方針における対象森林については隨時見直しを行い、見直しにあつては林業普及指導員や地域林業関係者の意見を聞きながら進めることとする。なお、見直しを行った結果は村民が閲覧できるものとする。
- ・意向調査や現地調査の結果は積極的に森林簿に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。
- ・一連の業務は現在の職員体制で開始するが、今後の村の執行体制を考慮し、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。また、南信州地域の他市町村と密な情報共有を図り、制度の効率的な運用に努めるとともに、業務の連携についても検討を進める。